

別表(第2条第2項関係)

※違反行為の内容は各項目とも全て指定取消し要件となっているが、
 斟酌すべき特段の理由があるときの最大の罰則(期間)を示します

1 指定要件違反

違反内容	処分内容	根拠条文	関係法令条文	
			水道法	水道法施行規則
1 事業者ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	水道法第25条の11 第1項第1号	第25条の3第1項第1号	第21条
2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し		第1項第2号	第20条
3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものと判明したとき。	指定取消し		第1項第3号イ	
4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合。	指定取消し		第1項第3号ロ	
5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき。	指定取消し		第1項第3号ハ	
6 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものであることが判明したとき。	指定取消し		第1項第3号ニ	
7 その業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。			第1項第3号ホ	
①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下			
②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下			
③施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下			
④施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下			
⑤研修機会の確保をしなかったとき。	口頭注意			
⑥口頭注意に従わないとき。	文書警告			
⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下			
⑧管理者の承認を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下			
⑨工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。	指定停止6月以下			
⑩その他の違反行為	指定停止6月以下			
8 法人であって、その役員のうち、に涌谷町水道事業指定給水装置工事事業者規定第5条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当する者がいると判明したとき。	指定取消し		第1項第3号へ	

2 給水装置工事主任技術者選任等義務違反

違反内容	処分内容	根拠条文	関係法令条文	
			水道法	水道法施行規則
1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し	水道法第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項 第2項	第21条 第1項 第2項
2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月以下			

3 届出義務違反

違反内容	処分内容	根拠条文	関係法令条文	
			水道法	水道法施行規則
1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し	水道法第25条の11 第1項第3号	第25条の7	第34条・第35条
2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し			

4 事業の運営基準違反

違反内容	処分内容	根拠条文	関係法令条文	
			水道法	水道法施行規則
1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定取消し	水道法第25条の11 第1項第4号	第25条の8	第36条第1号
2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事され、又はその者に該当工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定停止1月以下			第2号
3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止6月以下			第3号
4 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6月以下			第5号イ
5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3月以下			第5号ロ
6 指名した給水装置工事技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下			第6号

5 工事施行に関する義務違反

違反内容	処分内容	根拠条文	関係法令条文	
			水道法	水道法施行規則
1 給水装置の検査の際、管理者に求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止3月以下	水道法第25条の11第1項第2号	第25条の10	
2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下	第1項第6号		
3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき	指定停止6月以下	第1項第7号		

6 不正申請

違反内容	処分内容	根拠条文	関係法令条文	
			水道法	水道法施行規則
1 事業者ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	水道法第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第1号	第21条